

ハラスメントについて、一緒に考えてみませんか？

ハラスメントと聞いて、皆さんはどのようなハラスメントを思い浮かべますか？
実は、ハラスメントは40種類以上あると言われています。



■いろいろなハラスメント

フォト・ハラスメント

例えば・・・

- ・本人の許可を取らずに SNS に写真をアップ（掲載）する



モラル・ハラスメント

例えば・・・

- ・舌打ちをする、物に当たる
- ・人を見下すような発言をする
- ・問い詰める、謝罪を強要する
- ・誰のおかげで生活できるのだと脅す



例えば・・・

コロナ・ハラスメント

- ・感染者の家を特定され、嫌がらせを受ける
- ・在宅勤務を希望すると上司に嫌な顔された
- ・医療従事者の子どもがいじめの対象となる
- ・体調不良で休んだ後出勤した際「コロナなの？」としつこく聞かれた



～～男性から女性、女性から男性、同性同士でもハラスメントはあります～～

セクシャル・ハラスメント

例えば・・・

- ・「男のくせに」「女のくせに」と言う
- ・食事にしつこく誘う
- ・定時であがると「デートなの？」と聞く
- ・業務に無関係のメールを何度も送る

パワー・ハラスメント

例えば・・・

- ・みんなの前で、上司から無能扱いする言葉を受けた
 - ・就業間に過大な仕事を毎回押し付けられる
 - ・不在時に机の中を勝手に物色される
 - ・飲み会の参加を強要される
- ※令和2年6月1日から、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました。

マタニティ・ハラスメント

パタニティ・ハラスメント※

例えば・・・

- ・妊娠を報告したら「退職してもらおう」と言われた
- ・正社員なのに、妊娠をしたら「パートになれ」と言われた
- ・育休明け復職後、望まない人事異動を強要された
- ・「男が育児休業を取るのか」と言われた



何気ない会話でも、もしかしたら言われた人が不快に思っているかもしれません。
場合によっては、ハラスメントになる可能性があります。

※男性社員の育児休業制度等の利用に関する、上司・同僚からの嫌がらせ

家庭、職場、地域のどんな場所でも、**相手のことを尊重し、思いやりのある言葉**で気持ちを伝えましょう。

一人一人が意志を持つことから始まります。

■ハラスメントについて悩んでいたら・・・

さまざまな相談窓口がありますので、ひとりで悩まずに相談をしてください。匿名でも相談は可能です。

◎埼玉労働局雇用環境・均等室（セクハラ・マタハラ） ☎048-600-6210

◎埼玉県労働局総合労働相談コーナー（パワハラ） ☎048-600-6262

◎東松山市配偶者暴力相談支援センター（モラハラ・DV） ☎0493-81-5702

*相談窓口が分からない場合は、人権推進課へ ☎0493-21-1416

